

テーブルマジックの会 会則

【名称】

第1条 本会は「テーブルマジックの会」という。

【事務局】

第2条 本会は事務局を徳島県徳島市川内町加賀須野 1076-14-A に置く。

【目的・活動の指針】

第3条 テーブルマジックの情報交換、練習等を行い、技術向上を目指し、講演等で地域貢献すること。

【事業】

第4条 本会は、第3条に定める目的の実現に向けて、次に掲げる活動をする。

- (1) テーブルマジックの情報交換、練習等を行い、技術向上を目指し、講演等で地域貢献すること。
- (2) 依頼等があれば、テーブルマジックショーの講演等をボランティアで行い、地域貢献を目指す。

【会員】

第5条 マジックに自発的に取り組む意思がある者。

【役員】

第6条 現在は会員数が少数の為、会の目的に対してお互いが誠意を持って運営・活動に当たるが、会員が増加し規約が必要になった場合は、随時変更追加していく。

【会費】

第7条 現在は無料であるが、活動に費用がかかってくる場合は会合を開き、会費を設定・徴収する。